独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設
指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する金沢病院附属介護老人保健施設（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

２　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

３　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　指定訪問リハビリテーションにおいては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

５　事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者そのほかの保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

６　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　前６項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日金沢市条例第 46 号）」、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日金沢市条例第 47 号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

２　事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員であってはならないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設

二　所在地　石川県金沢市沖町ハの部１５番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤職員）

管理者は、従業者の管理及び指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問リハビリテーションの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）（介護予防）訪問リハビリテーション従業者

①　医師　１人以上

②　理学療法士（作業療法士、言語聴覚士）　１人以上（施設と兼務）

理学療法士（作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図り日常生活の自立に資するよう適切なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は､次のとおりとする。

（１）営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし､国民の祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除く。

（２）営業時間は､午前９時００分から午後４時３０分までとする。

（３）上記営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容）

第７条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

（１）（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成

（２）（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づく指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供

（３）診療記録の作成

（利用料等）

第８条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日）厚生省告示第 127 号）等によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、サービス提供場所までの実費（10 円/km で計算）を徴収する。

４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

５　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

７　やむを得ない事情を除き、サービス提供日当日の８時３０分以降のキャンセルをされた場合は当該サービスに係わる利用者負担分の１００％を請求対象とする場合がある。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は金沢市、内灘町、津幡町の区域とする。

（緊急時の対応）

第 10 条　指従事者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録するものとする。

４　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第 11 条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（苦情処理）

第 12 条　事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条　事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
（２）事業所における虐待の防止のために指針を整備すること。
（３）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の作成等）

第 15 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等）

第 16 条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　事業者は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

４　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（１）（介護予防）訪問リハビリテーション計画
（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（４）市町村への通知に係る記録
（５）苦情の内容等の記録

（６）事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附　則　この規程は、令和８年２月１日から施行する。